The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	ポルトガル再独立期における対ヴェネチア外交 : 独立承認とD.ドゥアルテ王子解放をめぐって
Author(s)	荻野, 恵
Citation	Anais : Coloquio de Estudos Luso-Brasileiros. 2022, 49, p. 55-69
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/88532
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

ポルトガル再独立期における対ヴェネチア外交
-独立承認と D.ドゥアルテ王子解放をめぐって-[1)]

荻野　恵

Ⅰ.本稿の目的

再独立期のポルトガルはヴェネチアに対し二重外交を展開していた。一方は秘密通信員 F.タケット（Francisco Taquet）を現地に派遣して行った D.ドゥアルテ王子に関する非公式交渉で、M. E. マデイラ・サントスの優れた研究が存在する[2)]。他方はウェストファリア講和会議において仲裁国の座を占めていたヴェネチア大使とのフランス全権団を介した公式の交渉である[3)]。本稿では後者の交渉について、主にフランス側の史料から独立の承認と D.ドゥアルテ王子の解放をめぐるポルトガルの外交努力を明らかにする。

Ⅱ.非公式外交

「III.公式外交」の前に「非公式外交」について少し触れておく。当時ヴェネチア共和国政府はポルトガルの独立を承認せず、また大使の受け入れも拒否していた[4)]。上記の M. E. マデイラ・サントスは、当状況下での両国関係を主に駐仏大使ヴィディゲイラ伯（後にニーザ侯 o Conde da Vidigueira, o Marquês de Niza ）と F.タケットの間で交わされた書簡（エヴォラ図書館所蔵）を基に著した[5)]。

アントワープ生まれの聖職者 F.タケットは再独立蜂起後の 1641 年ブラガンサ家初代国王ジョアン 4 世（位 1640-1656）の命により、イングランド、ハンブルクへと派遣された[6)]。同時期、1642 年ハンブルクではウェストファリア講和の予備条約が締結されている[7)]。同年、彼はパリへ派遣され、ヴェネチア本国で大使が受け入れられない代わりに当地でヴェネチア大使と接触し、また D.ドゥアルテ王子と書簡の交流を開始する[8)]。同年 10 月王子は神聖ローマ帝国のグラーツから当時スペイン・ハプスブルク家の領土であったミラノへ移動するが、これは王子をヴェネチアへ脱出させる作戦の一部をなし、オーストリア・

ハプスブルク家の領土から離れることを意味していた[9)]。翌 43 年 F.タケットはフランス大使の庇護の下、極秘にヴェネチア入りを果たす[10)]。そこで彼は『ガゼット・ドゥ・フランス』紙が常に手元に届くよう駐仏大使ヴィディゲイラに要請しており、これは彼が『ガゼット』を情報源として購読していた証左となる[11)]。また、F.タケットとウェストファリア仲裁国ヴェネチア大使コンタリーニ（Alvisi Contarini）とは再独立を支持していたパンフレット・ライターである G.B.ビラーゴ（Giovannni Batista Birago ）を介して接触を持っていた[12)]。

Ⅲ.公式外交―*QE* に現れるヴェネチア外交（1641-1648）―

今回ウェストファリア講和会議におけるフランスを介した公式の交渉を検討するにあたり、ヴィスコンデ・ドゥ・サンタレン（Visconde de Santarém）『外交史料集 (*Quadro Elementar*)』（以下、「*QE*」と略記する）を使用する[13)]。サンタレンは外交官やトーレ・ドゥ・トンボ国立史料館の館長を務め古美術や古銭学史を研究し、パリでは中世の天地学と地図作成法に関する研究を出版している。*QE* の中にポルトガル側の史料は少ないが、彼はフランス外務省で史料調査を行い、ブージャンの『ミュンスター講和に関する交渉録』(パリ王立図書館蔵) や『ブリエンヌ伯の覚書き』（マザラン図書館蔵）さらに『ガゼット・ドゥ・フランス』、『メルキュール・フランセーズ』等の史料をまとめ、日付のついた形で外交史の流れに構成した。それが当史料集である（表紙図版参照)。前出の M.E.マデイラ・サントスも当史料集を用いてはいるが数箇所の言及に留まる。そこで本稿では *QE* に収められた主にフランス側の史料を通してヴェネチア外交を考察する。

Ⅲ－1．ポルトガルの独立承認関連

「独立承認」の「a.」から「g.」の内、「c.」と「g.」を除き元の史料はフランス側の『ミュンスター講和に関する交渉録』である。(「＊史料1」参照)。

ポルトガルは仲裁国２国の本国においても独立国として承認してもらう必要があり、「a.」の 1645 年 2 月 26 日付[14)] でフランスは協議を

QUADRO ELEMENTAR

DAS

RELAÇÕES POLITICAS

E DIPLOMATICAS DE PORTUGAL

COM AS DIVERSAS POTENCIAS DO MUNDO,

DESDE O PRINCIPIO

DA

MONARCHIA PORTUGUEZA

ATÉ AOS NOSSOS DIAS;

ORDENADO, E COMPOSTO

PELO

VISCONDE DE SANTAREM,

Das Academias Reaes das Sciencias de Lisboa, Madrid, Napoles, Turim, Munich, e do Instituto de França, etc.

TOMO QUARTO.

Parte I^a.

IMPRESSO POR ORDEM DO GOVERNO PORTUGUEZ.

PARIZ.

EM CASA DE J. P. AILLAUD,

QUAI VOLTAIRE, Nº 11.

MDCCCXLIII.

仲裁国 2 国の本国でもするべきと訴えている。「b.」の 1645 年 3 月 11 日付[15]では、ポルトガルから仲裁国への希望としてミュンスターに派遣された代表団を全権団として承認することが仲裁国の義務ではないのかとする主張がある。その理由は明白で、全権団としての承認はポルトガルを独立国家とみなすことにつながるからである。そして「d.」の 1646 年 8 月 13 日付[16]では仲裁国がポルトガル代表団のパスポート申請受理を拒否していることと、仲裁国本国による国王ジョアン 4 世の未承認との関係性が理解できる。「c.」においては仲裁国大使がジョアン 4 世を「国王」と呼んだとあるが、これに対し 1646 年 2 月 7 日付はスペインのミュンスター大使ペニャランダ伯（el conde de Peñaranda）が立腹したことを伝え、ヴェネチアのコンタリーニは「仲裁国の義務は君主相互間の提案に言及するのみである」と反論している[17]。

「e.」1646 年 8 月 24 日付[18]と「f.」1647 年 3 月 4 日付[19]はフランス王室からの協力、支援が具体的に現れている。「G.」の 1647 年 6 月 3 日付では、教皇大使とヴェネチア大使はスペインによる侵略があった場合、フランス国王が軍隊を動員しポルトガルを支援することを認めるとある。フランス・スペイン間の講和はウェストファリアでは締結されなかったため、その後もポルトガル外交は 1659 年ピレネー条約までフランス重視で進むことになる[20]。

＊ 史料 1

a.1645 年 2 月 26 日付：フランスは仲裁国が入らない限り交渉には応じない。教皇とヴェネチア共和国議会がブラガンサ公をポルトガル国王として承認するためには協議をローマとヴェネチアで行うことが必要である。

b.1645 年 3 月 11 日付：ポルトガルにはローマとヴェネチアを説得したい理由があった。それは教皇大使とコンタリーニにミュンスターでポルトガル代表団を全権団とみなしてもらうためである。なぜなら仲裁国の義務のひとつは誰も拒まず、皆平等に扱うことであるからだ。

c. 1646 年 2 月 7 日付：スペインのペニャランダ伯は仲裁国がブラガンサ公をポルトガルの国王と呼んだことに立腹した。これに対しヴェネチアのコンタリーニは「仲裁国の義務は君主相互間の提案に言及するだけである」と反論した。

d.1646 年 8 月 13 日付：フランス全権団はパスポートを他の大使らと同様に付与し、ポルトガル全権団を受け入れるべきとした。しかし仲裁国はパスポートの申請受諾を拒否している。理由は教皇及びヴェネチア共和国がブラガンサ公ジョアンをポルトガル国王として承認していないからである。

e.1646 年 8 月 24 日付：フランス国王秘書官から同国全権団に次の知らせが入った。同国全権団が仲裁国に D. ドゥアルテ王子の解放とパスポートの付与を訴えると共に、ポルトガル全権団が講和会議で承認される必要性を伝えたことに同国国王はお慶びである。

f. 1647 年 3 月 4 日付:ロングヴィル公はニーザ侯(ヴィディゲイラ伯)に「私は自国の国王にポルトガル国王を支援するための権利条項を条約に入れなくてはならない、と従来の全会議において以上に強く仲裁国と共に主張し続けている」と伝えた。

g. 1647 年 6 月 3 日付：フランス・スペイン間の講和に向けた仲裁国である教皇大使とヴェネチア大使は、ポルトガルがスペインによる侵略を受けた場合、フランス国王が軍を動員しポルトガル支援に回ることを認めた。

III－2. D. ドゥアルテ王子関連

次に「D.ドゥアルテ王子の解放」について、*QE* から得た新たな知見を述べる。全てフランス側史料で内訳は「d.」のみマザラン図書館所蔵のマヌスクリプト、それ以外は『ミュンスター交渉録』である。(「＊史料 2」参照)。

D.ドゥアルテ王子は 30 年戦争中カトリック教会の防衛を目的として神聖ローマ帝国に軍事奉仕に赴いていた際、母国ポルトガルでカスティーリャ (スペイン・ハプスブルク王権) からの独立反乱が勃発し、皇帝からカスティーリャに売り渡されて、ミラノで幽閉の身となって

いた人物であるが、「a.」の 1645 年 8 月 19 日付[21] にはウェストファリアにおいて仲裁国すなわち教皇大使とヴェネチア大使から皇帝の下に戻す案が出ていたことが述べられている[22]。この案に対して「b.」同年 10 月 25 日付[23] で、駐仏大使ヴィディゲイラ伯は神聖ローマ皇帝への引き渡しに従う回答をしている。しかしながら条件付きであることが 1647 年 5 月 4 日付ミュンスター全権大使アヴォーとセルヴィアンの書簡からわかる[24]。すなわち王子は兄ブラガンサ公ジョアン 4 世や同郷人を直接・間接に支援してはいけない、との条件である。さらに「e.」の 1647 年 11 月 22 日付[25] には講和の公表後、王子はミラノを発ち、しかしポルトガルには帰国しないと誓約する条件で直ちに解放される、との協議が仲裁国とフランス全権団の間でなされたとある。

＊ 史料 2

a. 1645 年 8 月 19 日付：フランス全権団アヴォー伯らは D. ドゥアルテ王子解放のため可能な限りの努力をしているが、もし解放できない場合、仲裁国は神聖ローマ皇帝の権力下に王子を戻すよう要請するであろう。またポルトガルの大使らに安全通行証を付与することも要請する。

b. 1646 年 10 月 25 日付：ヴィディゲイラ伯は D. ドゥアルテ王子問題について訴え続けると付け加えた。彼はどのような危険に遭遇しても王子の生命を守るために幽閉地からの移動、神聖ローマ皇帝への引渡しに従うであろう

c. 1647 年 3 月 2 日付：D.ドゥアルテ王子の解放は仲裁国によって約束された。

d. 1647 年 5 月 4 日付：仲裁国が D. ドゥアルテ王子に関して 12 月 9 日の協定で宣言したように、王子は皇帝権力の下に置かれることになる。それは兄（ブラガンサ公ジョアン）や同国人を直接、間接的に支援しないことを王子に義務付けてのことであった。王子の引渡しは講和調印以前に行われるとの条件で、フランス全権団は協定に同意したのであった。

e. 1647 年 11 月 22 日付：ミュンスターのフランス全権団は仲裁国との会議について国王秘書官に報告した。そこでは特に D. ドゥアルテ王子について協議され、講和の公表後直ちに次の条件の下スペインは王子の解放に同意するであろう。条件とはミラノから移動した後、ポルトガルへは帰国しないと誓約することである。
f. 1648 年 1 月 18 日付：解放後、D. ドゥアルテ王子はポルトガルに帰国しないと約束することを義務づけなくてはならない。

IV. まとめ

IV－1. ウェストファリア講和の結果とヴェネチアの立場

以上、公式交渉は①駐仏大使ヴィディゲイラ伯、②フランス王室及び同国ミュンスター全権団、③仲裁国（教皇庁・ヴェネチア各大使）間の三角外交を軸に行なわれ、D.ドゥアルテ王子はポルトガルに帰国しないとの条件の下、神聖ローマ皇帝に引き戻すところまで交渉は進展していた。しかしながら実際に締結された講和では実現を見ず、またオランダやスイスのように独立の国際承認も得ることはできなかった。結局ポルトガルのウェストファリア外交はオズナブリュック条約集（IPO）第 17 条 11 項にスウェーデン側当事者と記載されて幕を閉じたのである[26)]。

視点をヴェネチア側の外交上の優先課題に移すと、それはキリスト教世界の共通の敵であるオスマン・トルコに反対する勢力の支援を得ることであり、M.E.マデイラ・サントスが結論付けるように、ヴェネチアがポルトガルを支援することによって得られる利益は皆無であった[27)]。1645 年オスマン・トルコがハンガリーに侵入した際、教皇は全キリスト教徒に対しマルタ騎士団のようにカトリック防衛に努めるよう貢献を要請していた[28)]。そして同年ヴェネチアとオスマン・トルコの間にカンディア戦争（クレタ戦争～1669 年）が勃発するとヴェネチアは対オスマン・トルコ（対イスラム）との戦いにおいて地政学上ヨーロッパの防波堤という役割を担い、キリスト教側の団結が急務となったのである。

Ⅳ－2. 国家理性の実践

最後に、従来の研究において未検証である *QE* に現れる国家理性を探してみたところ「＊史料 3」の結果が出た。

「a.」1641 年 2 月 8 日付[29]でローマでも外交においては信仰よりも理性を重んじていることがわかる。そして「b.」の 1644 年月日なし[30]では、「教皇とイタリアの諸君主らもフランスと同様、国家理性に基づきポルトガルのスペイン王権からの分離に興味がある。」と、各国が国家理性で動いていたことが現れている。また、「c.」の 1646 年 3 月 3 日付[31]では、「フランスと同じ敵・味方を持つ 1 人の君主を見捨ててはいけない」と君主にジョアン 4 世を暗示しながらポルトガル側の国家理性を打ち出している。さらに「d.」1646 年 5 月 20 日付[32]では「フランスがポルトガルに命じた義務は、駆け引きの巧みさと国家理性の他にはなく、ポルトガルは自身の利益を管理することができた。」とあり、ポルトガルが当時の外交努力から得た最大の利益は、その後も独立達成という目的に向けて戦う上で国家理性が不可欠と認識した点にあると分析できるであろう。

＊ 史料 3

a. 1641 年 2 月 8 日付：スペイン王権は教皇にカタルーニャを破門させたように、ポルトガル人も異端と通じていたとの理由で、教皇に破門を要請するであろう。しかしローマでは篤い信仰よりも国家理性でスペインについて考えている。

b. 1644 年月日なし：教皇とイタリアの諸君主もフランスと同様、国家理性に基づきポルトガルのスペイン王権からの分離に興味がある。神聖ローマ帝国の諸領邦君主もまた国家理性によりポルトガルの分離に少なからず関心をもっている。

c. 1646 年 3 月 3 日付：国家理性はキリスト教世界全体に関わる交渉においてフランスと同じ敵・味方をもつ 1 人の君主を見捨ててはいけないと要求していた。

d. 1646 年 5 月 20 日付：フランスがポルトガルに命じた義務は駆け引きの巧みさと国家理性の他にはなく、ポルトガルは自国の利益

を管理できた。しかしその結果スペイン王権がカタルーニャと低地地方(ネーデルランド)の交換に同意する場合と同様、ポルトガルからフランスに利益が渡っていく。

註

1)本稿は 2017 年度 AJELB 大会（於：上智大学）における口頭発表を基に作成したものである。

2)Maria Emília Madeira Santos, *Relações diplomáticas entre Portugal e Venaza (1641-1649)*, Lisboa, 1965.

3)再独立期のウェストファリア外交については、拙論「ポルトガル再独立期における王弟 D. ドゥアルテ幽閉問題をめぐるウェストファリア外交-L. M. de アゼヴェド『声明』（1645）の外交文書としての側面を検証するために-」『Anais』XL, 2009-2010, 37-51 頁。以下、『声明』と略記する。

4) 駐フランス大使ヴィディゲイラの従兄弟であるドミニコ会士 D. de アレンカストレ(Dinis de Lencastre) は 1641 年 2 月フランスの支援及び保護の下ヴェネチア共和国大使に任命されていたが、受け入れ拒否のため彼の使節団派遣は結局中止となった。Conde de Tovar, D. Frei Dinis de Alencastre, *Estudos históricos*, Tomo I, Lisboa, 1932, pp. 53-54. M. E. Madeira Santos, *op.cit*., p. 15.その後、1641 年 6 月彼はフランスへの第 2 次使節団の一員として M. シドニアによるアンダルシア独立計画への協力をルイ 13 世に要請するため派遣された。拙論「フランス『ガゼット』紙に現れるポルトガル情報—ウェストファリア講和会議期における外交活動を検証するために—」『Anais』XLII,(2012), 56 頁。以下、「フランス『ガゼット』紙」と略記する。

5) M. E. マデイラ・サントスは R.コエ—リョ『国王ジョアン 4 世の弟 D.ドゥアルテ王子』（全 2 巻）を評価する一方、ヴェネチア外交の看過を指摘し、その研究を自著にまとめた。「書簡」の大部分はエヴォラ図書館所蔵である。J. Ramos Coelho, História do Infante D. Duarte Irmão de El-Rei D. João IV, Lisboa, t. I, 1889, t. II, 1890. M. E. Madeira

Santos, *op. cit*., pp. 11-12, p.49.

6)拙論「ポルトガル再独立における悲劇の王子 D. ドゥアルテについて—最後の希望『1649 年フランス国王ルイ 14 世との条約』を中心に－」『Encontros Lusófonos 』10, 2008 年, 12-24 頁。以下、「悲劇の王子」と略記する。Edger Prestage, Ministros Portugueses nas Cortes estrangeiras no reino de D. João IV e a sua correspondência, *Revista de História*, 4, 1915, p. 224. Edger Prestage e Pedro de Azevedo, *Correspondência diplomática de Sousa Coutinho durante sua Embaixada à Holanda*, vol., I, Coimbra, 1920, p.93. （1643 年 12 月 30 日付書簡）。以下、「*Correspondência diplomática*」と略記する。

7) Visconde de Santarém,*Quadro elementar das relações políticas e diplomáticas de Portugal com as diversas potencias do mundo, desde o príncipio da monarchia portugueza até aos nossos dias,* t. IV, París, 1843, p. 118. 以下、「*QE*」と略記する。

8) 拙論「悲劇の王子」16 頁。

9) M. E. Madeira Santos, *op.cit*.,pp35-36. 他方、当時ミラノはカスティーリャ領であったため、スペイン王権への王子の売り渡しでもあった。事実 1641 年 6 月王子は皇帝フェルディナンド 3 世（Ferdinando III 在位 1637-1657）からスペイン国王フェリペ 4 世（Felipe IV 在位 1621-1665）に 4 万エスクードで売り渡されている。拙論「悲劇の王子」12 頁。

10) *Ibid*., p. 31. タケットとヴェネチアの交渉を仲介したのはポルトガルの利益を重んじていた、ムッシュ・デ・アメオー（Monsieur des Hameaux）というフランス側の人物であった。*Ibid*., p. 32.

11) *Ibid*., p.164(Apendice). （1645 年 12 月 30 日付タケットからヴィディゲイラへの書簡）。F. タケットについては、E. Prestage,*Correspondência diplomática*, vol.1, p.93.（1643 年 12 月 31 日付書簡）。

12）P. Cardim, p.295. G.B. ビラーゴについては、M. E. Madeira Santos,*op.cit*., p.49. A. コンタリーニによるフランスとカスティーリャ全権大使間の仲裁に関しては、ポルトガルの定期刊行物『ガセ

ータ』1646 年 11 月号にある。M. E. マデイラ・サントスは当『ガゼータ』を史料に用いていない。拙論「ポルトガル再独立期における『ガゼータ』のウェストファリア講和会議関連情報について－L. M. de アゼヴェド『声明』による影響を分析する試み—」『Anais』XLI, 2012 年, 71 頁。以下、「『ガゼータ』のウェストファリア会議情報」と略記する。

13) *QE*, Intro., p. 14. 現在ミシガン大学所蔵の *QE* が Web 上で公開されており、本稿もそれを使用した。ポルトガル側の史料は、エリセイラ伯『ポルトガル再独立の歴史』（Conde da Ericeira, D. Luis de Menezes, *História de Portugal Restaurado*, 4 vols., Lisboa, 1751.）やトーレ・ドゥ・トンボ国立史料館所蔵サン・ヴィセンテ・ドゥ・フォーラ（S. Vicente de Fora）修道院のマニュスクリプトが QE において活字化されている。

14) *QE*, p. 126.

15) *QE*, p. 131.

16) *QE*, p.178.

17) *QE,* p. 154. 当該箇所はフランス側史料ではなくエリセイラ伯『再独立のポルトガル』からの内容である。（Ericeira, T. I, Liv. IX, p. 586.）

18) *QE*, p. 180.

19) *QE*, pp. 211-212.

20) *QE*, p. 240.

21) *QE*, p. 144.

22) D. ドゥアルテ王子については、拙論「ポルトガル再独立期における国家理性について—駐スウェーデン大使の『抗議書簡』から—」『Anais』XXXVIII, 2008 年、1-18 頁、他。

23) *QE,* p. 189.

24) *QE*, p. 230.

25) *QE*, pp.255-256.

26) 明石欽司「ウェストファリア条約の研究（1）－近代国家系成立過程の検証—」『法と行政』第 3 巻、1992 年、22 頁。同『ウェスト

ファリア条約—その実像と神話—』慶應義塾出版会、2009 年、40-41 頁、 78 頁。拙論「声明」45 頁、48 頁。拙論「『ガゼータ』のウェストファリア会議情報」74-75 頁。

27) M. E. M. Santos, *op. cit*., p.48.

28) 『ガゼット・ドゥ・フランス』1645 年 3 月 6 日付ローマ発記事。拙論「フランス『ガゼット』紙」55 頁、58 頁。ポルトガル『ガゼータ』1642 年 10 月号から 1647 年 8 月号までに掲載されたヴェネチア発の記事は計 6 回である。拙論「再独立期の新聞『ガゼータ』の発信地について—ニュース・ソースを探る手がかりとして—」『Encontros lusófonos』5,2003 年, 19 頁。

29) *QE*, p. 26.

30) *QE*, p. 113, p. 118. 当「b.」の出典は、A. M. de Calvalho, *Francia interessada con Portugal en la separación de Castilla con noticias de los interesses comunes de los Príncipes y Estados de Europa*, Barcelona, 1644. 拙論「ポルトガル再独立期における対仏外交－アナ・デ・アウストリア宛文書から—」『Anais』XLVII , 2017 年。

31) *QE*, p. 160.

32) *QE*, p. 166, p. 182.

BIBLIOGRAFIA

FONTES

1. *GAZETA*, Colecção de Biblioteca Nacional de Portugal, Reservados 522 vermelho, 1645.
2. GAZETTE de France, 1631-1791, 国立国会図書館東京本館。
3. SANTAREM, Visconde de, *Quadro elementar das relações políticas e diplomáticas de Portugal com as diversas potencias do mundo, desde o príncipio da monarchia portugueza até aos nossos dias,* t. IV, París, 1843.
4. PRESTAGE, Edger e Azevedo, Pedro de, *Correspondência diplomática de Sousa Coutinho durante sua Embaixada à Holanda*, vol., I, Coimbra, 1920.

OBRAS PRINCIPAIS DE CONSULTA

1. BRAZÃO, Eduardo, *A Restauração －Relações diplomáticas de Portugal de 1640 a 1668,* Lisboa, 1938.

2. Idem., Acção diplomática de Portugal no Congresso da Vestefália, *Academia portuguesa da História Separata das Anais*, vol., VII, Lisboa, 1942.

3. CARDIM, Pedro, " Portuguese Rebels" at Munster：The Diplomatic Self-Fashioning in mid-17 th Century European Politics, *Historiche Zeitschrift*, Beiheft, B. 26, Munchen, 1998.

4. COELHO, José Ramos, *História do Infante D. Duarte Irmão de El-Rei D. João IV,* 1889, t. 2, 1890.

5.PRESTAGE, Edger, Ministros Portugueses nas cortes estrangeiras no reinado de D. João IV e a sua correspondência, *Separata da Revista da História*, 4, Porto, 1915.

6. SANTOS, María Emília Madeira, *Relações diplomáticas entre Portugal e Veneza (1641-1649)*, Lisboa, 1965.

7.TOVAR, Conde de, D. Frei Dinis de Alencastre, *Estudos históricos*, Tomo I, Lisboa, 1932, pp. 45-59.

8.明石欽司「ウェストファリア条約の研究（1）－近代国家系成立過程の検証—」『法と行政』第 3 巻、1992 年。

9. 同『ウェストファリア条約—その実像と神話—』慶應義塾出版会、2009 年。

10.荻野恵「ポルトガル再独立期における悲劇の王子 D. ドゥアルテについて—最後の希望『1649 年フランス国王ルイ 14 世との条約』－」『Encontros Lusófonos』9, 2008 年。

11. 同「ポルトガル再独立期における王弟 D. ドゥアルテ幽閉問題をめぐるウェストファリア外交—L. M. de アゼヴェド『声明』(1645)の外交文書としての側面を検証するために—」『Anais』XL, 2011 年。

12. 同「「ポルトガル再独立期における『ガゼータ』のウェストファリア講和会議関連情報について－L. M. de アゼヴェド『声明』による影響を分析する試み」『Anais』XLI, 2012 年。

13. 同「フランス『ガゼット』紙に現れるポルトガル情報—ウェストファリア講和会議期における外交活動を検証するために—」『Anais』XLII, 2013 年。
14. 同「ポルトガル再独立期における対フランス外交—アナ・デ・アウストリア宛て文書から—」『Anais』XLVII, 2017 年。

Resumo

Relações diplómaticas entre Portugal e Veneza no Congresso de Vestefália

Megumi OGINO

Nesta sondagem, como objectivo, procura-se analizar as relações diplomáticas entre Portugal e Veneza no Congresso de Vestefália através do *Quadro Elementar* por V. de Santarém.

Visto que Veneza, como mediador, ocupa um posto muito importante junto o Sumo Pontífice no dito Congresso, Portugal tenta pedir-lhe auxílio com respeito à liberdade do Infante D. Duarte e à independência de Castela ali. Nessa época, no entanto, o maior interesse de Veneza é conseguir a colaboração dos países europeus cristãos contra os otomanos sem intervir na luta entre a França e a Casa de Áustria. Isto é a causa nacional do governo veneziano, que não tem interesse em apoiar a Restauração.

Por isso, fica claro que Portugal começa a perceber a necessidade da sua "razão de Estado", ganhando auxílio da França, como diz um artigo do *Quadro Elementar* (no 20 de maio de 1646) assim, “Que não tendo a França para com Portugal outras obrigações mais que as exigia a política e a razão de Estado---", embora não consiga os ditos objetivos neste Congresso.